

令和 2（2020）年度

那須塩原市食育・地産地消推進計画
年次報告書

那須塩原市

令和 3 年 1 0 月

はじめに

「食育」とは、平成 17（2005）年に制定された食育基本法の中で、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもので、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てるものとしています。

また、「地産地消」とは、平成 22（2010）年に制定された地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（以下「六次産業化・地産地消法」という）の中で、「地域の農林水産物の利用」として、地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内において消費することとしています。

本市では、令和元（2019）年 12 月に、「那須塩原市食育・地産地消推進計画」を策定しました。それまでも全国有数の農業生産地である強みを生かした食育・地産地消の推進に努めてきましたが、食に関する諸課題に対応するため、新たに策定した計画です。計画の期間は令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度の 5 年間です。毎年度、進捗状況の把握・評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、事業を実施していきます。

本書は計画の初年度である令和 2（2020）年度に行った事業の評価を、年次報告書としてまとめたものです。この報告書をもとに各事業の更なる向上を図り、食育・地産地消を推進していきます。

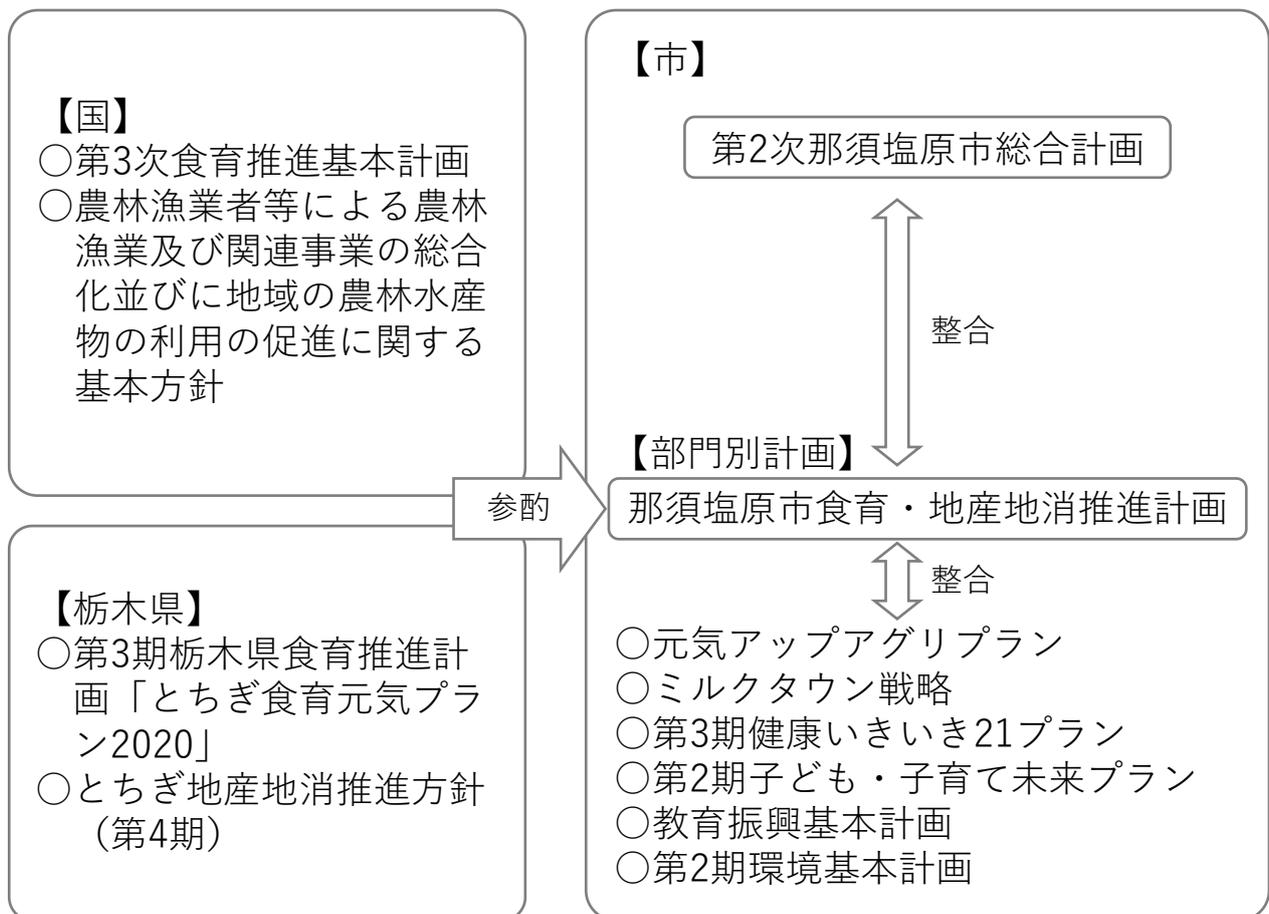
目次

「那須塩原市食育・地産地消推進計画」の概要	1
1 計画の位置付け	1
2 計画の期間	1
3 計画の基本方針	2
「食育・地産地消関連事業」の令和2年度実績評価について	3
1 評価方法	3
2 評価結果	3
目標1 自然や食に感謝する心を醸成します	3
目標2 食を通じた健康づくりを推進します	9
目標3 自慢の農産物を生かした地産地消を推進します	12
目標4 安心・安全な食の確保と食に関する環境づくりを推進します	16
食育月間の制定について	18
資料1 那須塩原市食育推進条例	19
資料2 令和2年度食育・地産地消関連事業一覧	25

「那須塩原市食育・地産地消推進計画」の概要

1 計画の位置付け

本計画は、食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画と、六次産業化・地産地消法第41条第1項に基づく市町村促進計画として位置付けるものとし、策定にあたっては、国及び栃木県の上位計画を参酌し、第2次那須塩原市総合計画をはじめとする本市の関連計画と整合を図りました。



2 計画の期間

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5か年の計画です。
ただし、社会情勢の変化等に合わせ、必要に応じて見直しを行います。

3 計画の基本方針

基本理念の実現に向けて、4つの基本目標に沿って施策の方向性を定め、食育・地産地消の取組を展開します。



「食育・地産地消関連事業」の令和2年度実績評価について

1 評価方法

評価にあたっては、各事業の担当課が自己評価を行った結果を基に、「食育・地産地消推進市内検討会議」で、基本施策ごとの達成度についての委員評価を行いました。その後、「那須塩原市食育推進会議」に諮り、総合評価を決定しました。

【評価基準（達成度）】

A：達成できた B：概ね達成できた C：達成できなかった D：実施していない

2 評価結果

目標1 自然や食に感謝する心を醸成します

総合評価

基本 施策	自己評価				委員評価				評価	総合 評価
	A	B	C	D	A	B	C	D		
(1)	11	41	0	36	7	10	1	0	B	B
(2)	10	1	0	0	7	2	1	1	A	
(3)	2	2	0	4	0	7	3	1	B	
(4)	2	1	0	0	6	5	0	0	B	

基本施策ごとの評価

基本施策（1）	評価
家庭、保育園、学校等における食を通じた子どもの健全育成	B

目指す方向

- 家庭、保育園、学校等において、家族や友達と共に食事をとりながらコミュニケーションを図る「共食」を推進し、子どもたちが、食べる楽しみを実感しながら、食に関する興味・関心の向上や食事マナーを習得できるよう取組を進めます。
- 子どもたちが、食に関する正しい知識や食に感謝する心を身に付けられるよう、保育園、学校等において、栄養バランスのとれた給食を生きた教材として活用しながら、教育活動全体を通して食育の推進を図ります。

<定性評価>

- ・コロナ下で実施できなかった事業もあったが、感染症対策や事業規模を縮小するなど工夫しながら実施した。
- ・「年中行事に合わせた給食の提供」は8か所の公立保育園で実施。子どもに対しては、行事食の由来を説明し、食事への関心を持たせた。保護者に対しては、写真の掲示のみであったため、行事食の在り方を学び伝えていくことが課題である。
- ・コロナ下ということで地域住民や生産者との交流事業の実施は難しかったが、「調理場の見学」に関しては予定していた事業を動画にて配信するなどの工夫が見られた。
- ・公民館では、コロナ下により家庭で調理する機会が増えた状況を受け、季節に沿った野菜を活用したレシピをPTAへ配布するなど、家庭での食育の推進に関わる事業を積極的に実施した。

<定量評価>

項目	基準 (計画策定時)	現状	データ元	目標 (令和6年度)
毎日朝食を食べる児童生徒の割合(小学5年生・中学2年生)	平成27年度	令和2年度	生活習慣 アンケート 調査等結果 報告	小学生： 100% 中学生： 100%
	小学生： 86.3% 中学校： 76.5%	該当データなし		
肥満傾向(カウプ指数18以上)にある幼児の割合(3歳児)	平成27年度	令和2年度	3歳児健診 結果	4.0%以下
	4.2%	5.0%		

基本施策（2） 食に関する体験活動の促進	評価
	A

目指す方向

○食の大切さに関する理解を深めるため、食料の生産から消費に至るまでの農業体験など様々な体験活動を促進します。

<定性評価>

- ・保育園では9か所の公立保育園で自園の畑で野菜づくりや実食を行い、食材への興味・関心を広げることができた。
- ・市民農園は農園区画の90%を活用し、農地の有効利用や都市農村交流を図ることができた。
- ・市民農園の開設数を上げていくといった課題は残る状況である。

<定量評価>

項目	基準 (計画策定時)	現状	データ元	目標 (令和6年度)
市民農園（ふれあい農園）の開設数	平成30年度	令和2年度	那須塩原市農業公社経営状況報告書	16か所
	14か所	14か所		
学校農園開設支援事業を活用する小、中、義務教育学校数	平成30年度	令和2年度	学校農園開設支援事業実績	全校
	20校	20校		

基本施策（3） 優れた食文化の継承	評価
	B

目指す方向

○日本古来の食文化や地域の気候風土と結び付いた郷土料理の良さを再認識してもらい、家庭において日々の食生活に取り入れ、親から子、子から孫へ引き継がれるよう取組を進めます。

<定性評価>

- ・市内の全小中義務教育学校において「郷土料理」の提供を行い、食と文化の結びつきを図った。
- ・農村生活研究グループにおいては、コロナの影響により全事業が実施できなかったため、コロナ下においても実施できる方法の検討が必要である。

<定量評価>

項目	基準 (計画策定時)	現状	データ元	目標 (令和6年度)
農村生活研究グループ協議会の年間活動数	平成30年度	令和2年度	那須塩原市農業公社経営状況報告書	20事業
	17事業	0事業		

基本施策（４）	評価
自然環境への負荷の低減	B

目指す方向

- 農畜産物の生産の礎になる農地や里地里山の保全活動を支援するとともに、自然環境への負荷の低減を図るため循環型社会の構築を目指します。
- 市民一人一人が、残さず食べる習慣を身に付けること、作り過ぎや必要以上に購入しないなど、食べ物を無駄にしない意識を高め、「もったいない」気持ちを育む取組を推進します。

<定性評価>

- ・環境保全型農業の取組み及び資源循環型農業の推進については、前年度比増となり、コロナ下においても、書面での説明等でしっかりと推進が図れている。
- ・家庭での生ごみ処理機の導入は、例年並みの支援であった。
- ・食品ロスの削減等の周知や環境保全意識を高めるような活動については、コロナの影響によるイベント中止に伴い、十分な周知に至らなかった。

<定量評価>

項目	基準 (計画策定時)	現状	データ元	目標 (令和6年度)
環境保全型農業	平成30年度	令和2年度	環境保全型農業直接支払い 交付金事務実績	1,250.0ha
	1,152.6ha	1,154.1ha		

目標 2 食を通じた健康づくりを推進します

総合評価

基本 施策	自己評価				委員評価				評価	総合 評価
	A	B	C	D	A	B	C	D		
1	3	1	0	8	0	9	2	0	B	B
2	13	7	0	3	3	8	0	0	B	

基本施策ごとの評価

基本施策 (1)	評価
栄養バランスのとれた食生活の推進	B

目指す方向

- 市民が栄養バランスを示す指標に関心を持ち、理解を深め、ライフステージに応じて健康的な食生活を実践できるよう取組を推進します。
- 家族と一緒に食事を取りながら望ましい食習慣が身に付けられるよう、家庭における食育の重要性を普及啓発し、食による健康の土台づくりを進めます。

<定性評価>

- ・管理栄養士と保健師による離乳食、幼児食、おやつに関する栄養相談に関しては、集団相談を個別相談に切り替えて実施するなど、コロナ下でできる対応を柔軟に取れたものもあったが、集団検診時に予定していたものはほぼ中止となった。
- ・公民館事業で調理室を使用するものに関しては実施できなかったため、健康講話に切り替える等、検討が必要な点が課題となっている。

<定量評価>

項目	基準 (計画策定時)	現状	データ元	目標 (令和6年度)
主食・主菜・副菜を 組み合わせた食事が 1日2回以上の日が ほぼ毎日の人の割合	平成27年度	令和2年度	生活習慣アン ケート調査等 結果報告書	40%以上
	31.1%	該当データ なし		
毎日野菜をたっぷり (1日小鉢5皿、 350g程度)食べる人 の割合	平成27年度	令和2年度	生活習慣アン ケート調査等 結果報告書	32%以上
	27.4%	該当データ なし		

基本施策（2） 生活習慣病の発症予防の推進	評価
	B

目指す方向

- 市民の健康寿命の延伸を実現するため、がん（悪性新生物）、心疾患、脳血管疾患など生活習慣病の発症予防に重点を置いた対策を推進するとともに、重症化の予防に取り組めます。
- 食生活による生活習慣病の予防について、普及啓発や指導を行い、市民の意識の向上を図ります。

<定性評価>

- ・保育園を中心にお便りの配布を通して保護者への意識向上に努めた。
- ・保育園での園児の体格評価に関しては、実施することはできたものの、家庭での改善に向けた取組支援が課題となっている。

<定量評価>

項目	基準 (計画策定時)	現状	データ元	目標 (令和6年度)
市民の健康寿命	平成28年度	令和2年度	栃木県策定値	健康寿命の延伸
	男性： 79.26歳 女性： 84.03歳	該当データ 待ち		
減塩に積極的に取り組んでいる人の割合	平成27年度	令和2年度	生活習慣アンケート調査等 結果報告書	25%以上
	19.6%	該当データ なし		

目標 3 自慢の農産物を生かした地産地消を推進します

総合評価

基本 施策	自己評価				委員評価				評価	総合 評価
	A	B	C	D	A	B	C	D		
1	2	5	0	0	0	11	0	0	B	B
2	0	2	0	0	1	10	0	0	B	
3	3	1	0	2	4	7	0	0	B	

基本施策ごとの評価

基本施策（1）	評価
市産農産物の生産振興と消費の拡大	B

目指す方向

- 市産農産物の生産振興を図るため、担い手の確保や農業経営基盤の強化を支援し、本市の基幹産業の一つである農業を維持・発展させ、次代につなげていきます。
- 消費者が市産農産物を手軽に購入できるよう、取扱小売店の増加や農産物直売所の整備を推進するとともに、学校給食における市産農産物の利用の拡大を図ります。

<定性評価>

- ・初期投資が大きいことから新規就農へのハードルが高い畜産農家への制度利用を支援した。
- ・学校給食への市産農産物の利用拡大については、コロナ下で学校臨時休業の影響があったものの、全体としては目標値に近づく結果となった。

<定量評価>

項目	基準 (計画策定時)	現状	データ元	目標 (令和6年度)
認定農業者数	平成30年度	令和2年度	那須塩原市農業公社経営状況報告書	700人
	629人	614人		
年間の農業算出額	平成29年度	令和元年度	市町村別農業算出額	388億円
	367億円	444億円		
学校給食における市産農産物の使用割合	平成30年度	令和2年度	栃木県の学校給食関係諸調査	25.0%
	20.7%	21.3%		
農産物直売所の販売額	平成30年度	令和2年度	農産物直売所設置状況調査	13.6億円
	11.6億円	11.0億円		

基本施策 (2) 市産農産物のブランド力の向上	評価
	B

目指す方向

○市産農産物の魅力を市内外に発信し、消費者の認知度を高めることでブランド力を強化し、消費拡大につなげます。

<定性評価>

- ・新規事業として ONSEN・ガストロノミーウォーキングを実施し、那須塩原ブランド認定品を中心とした飲食物を提供。コロナ下で需要が落ちた事業者と連携し、市産農畜産物の有効活用と PR を行うことができた。
- ・那須塩原ブランド認定事業としては、新規に 1 認定品を獲得した。

<定量評価>

項目	基準 (計画策定時)	現状	データ元	目標 (令和 6 年度)
那須塩原ブランドの 認定品数	平成 30 年度 23 品目	令和 2 年度 25 品目	那須塩原ブラ ンド認定実績	30 品目
	(再掲) 農産物直売所の販売 額	平成 30 年度 11.6 億円		

基本施策（3） 牛乳等の生産振興と普及拡大	評価
	B

目指す方向

○生乳生産本州一のまちと牛乳や乳製品を組み合わせた消費拡大や普及啓発を図りながら、魅力ある酪農のまちづくりを推進します。

<定性評価>

- ・コロナ下で大きなイベントが実施できず、これまでのように牛乳の試飲等のPRは難しかった。
- ・本市の畜産業の維持、発展のための自衛防疫の推進及び支援や、生産能力の高い優良雄牛の導入拡大のための支援事業を着実に実施した。

<定量評価>

項目	基準 (計画策定時)	現状	データ元	目標 (令和6年度)
年間の生乳生産量	平成30年度	令和2年度	生乳生産量調査	160,000t
	157,152t	167,626t		
(再掲) 年間の農業算出額	平成29年度	令和元年度	市町村別農業算出額	388億円
	367億円	444億円		

目標 4 安心・安全な食の確保と食に関する環境づくりを推進します

総合評価

基本 施策	自己評価				委員評価				評価	総合 評価
	A	B	C	D	A	B	C	D		
1	4	1	0	2	4	6	0	1	B	B
2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

基本施策ごとの評価

基本施策 (1)	評価
安心・安全な農産物の提供と食品の安全性に関する理解の促進	B

目指す方向

- 安全・安心な農産物を消費者に提供できるよう、農薬の適正使用の普及・啓発と農業者のGAP（農業生産工程管理）※の取組や有機農業の取組を推進します。
- 生産者や食品関連事業者が行う食品の安全性や信頼性確保に向けた取組である食品安全情報や産地情報等が、消費者に正しく伝わる取組を促進します。
- 消費者が食品の安全性等に関する基礎的な知識（科学的知見に基づく情報、食中毒予防方法、食品表示の知識等）を習得できるよう努めます。

※GAP（農業生産工程管理）…農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のこと。

<定性評価>

- ・市民に安心してもらえるよう家庭菜園等の農産物や給食食材の放射能測定を実施した。
- ・環境保全に効果の高い営農活動を行った団体への支援は、コロナ下でも書面説明を行い、実施面積も増加傾向を維持できた。

<定量評価>

項目	基準 (計画策定時)	現状	データ元	目標 (令和6年度)
(再掲) 環境保全型農業	平成30年度	令和2年度	環境保全型農業 直接支払い 交付金事務実績	1,250.0ha
	1,152.6ha	1,154.1ha		

基本施策(2) 市民等と一体となった食育・地産地消推進活動の展開	評価
	評価なし

目指す方向

○市民をはじめ、健康・福祉・教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者等と行政機関がそれぞれの役割を生かしつつ、一体となって食育・地産地消の推進が図れる体制の構築を目指します。

※実施事業なし

食育月間の制定について

令和 3(2021)年 4 月 1 日に施行された那須塩原市食育推進条例第 15 条に基づき、食育の推進に関する活動を推進するため、本市独自の「食育月間」を制定しました。

1 趣旨

市や関係団体等が、地域の特性を生かしつつ、相互に密接な連携協力を図りながら食育の普及に重点的かつ効果的に取組むことにより、食育及び地産地消についての市民の理解促進を図る。

2 期間

市民が地場食材に対する親しみや感謝の気持ちをより持つことができるよう、地場農産物が豊富に収穫される 10 月（10 月 1 日から 10 月 31 日まで）とする。

3 実施機関

那須塩原市及び食育月間の趣旨に賛同する団体等

4 実施内容

- (1) 市広報誌、市ホームページ、みるメール等を活用した周知、啓発
- (2) 庁内関係課事業をまとめた PR の実施
※保育園関連事業、小中義務教育学校関連事業、公民館関連事業等
- (3) 地産地消に関するイベント等の開催（来年度以降）

5 参考 国及び県の食育推進月間

国：6 月

県：10 月

資料 1 那須塩原市食育推進条例

令和 3 年 3 月 1 日条例第 2 号

那須塩原市食育推進条例

「食」は、命の源であり、健全な心身を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものである。食育基本法では、「食育」は生きる上での基本であり、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけ、人が生涯にわたって健全な心身を培うための食習慣づくりが極めて大切であるとしている。

しかし、近年栄養の偏りや不規則な食事等に起因する生活習慣病の増加、食の安全に対する不安の高まり、食料の海外への依存、食料の生産、流通、消費及び廃棄の変化に伴う地域内経済環境の悪化と自然環境への影響、地域の食文化の衰退など様々な問題が生じている。このような食をめぐる環境の変化の中で、私たち市民一人一人が様々な体験を通じて食に関する知識と食を選択する力を身につけ、健全な食生活が実践できるよう、食育を推進していくことが重要である。

ここに本市は、食に関する基本理念を明らかにし、市民、行政、教育関係者等、食品関連事業者等、生産者等の協働により食育に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、食育に関する基本理念を定め、市の責務及び地域社会との協働の在り方等を明らかにするとともに、食育の推進に関する施策の基本的事項を定め、総合的かつ計画的に推進することにより、市民の健全な心身を培い、豊かな人間性を育み、もって生涯健康で文化的な生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 食育 様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てることをいう。
- (2) 教育関係者等 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育

等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体をいう。

(3) 食品関連事業者等 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体をいう。

(4) 生産者 農業、畜産業又は水産業（以下「農業等」という。）を営む者その他の農産物等の生産に係る者をいう。

(5) 地産地消 地域で生産された農産物等をその地域で消費することをいう。

(基本理念)

第3条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実践することにより、市民の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として行われるものとする。

2 食育は、食生活は自然の恩恵及び食に係る人々の様々な活動に支えられていることについて、市民の感謝の思いや理解が深まるよう配慮して推進されるものとする。

3 食育は、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及び交換により、市民の食に関する知識と理解が深まり、健全な食生活が実践できるよう、国、県その他の関係機関と連携して推進されるものとする。

4 食育は、地域において伝えられる優れた食文化及び旬や地域の特性を生かした豊かな食生活を尊重し、これらが次の世代に継承されるよう配慮して推進されるものとする。

5 食育は、食料の生産者と消費者との交流を図ることにより、地域の農産物等への市民の理解が深められ、食料を生産し、消費する地産地消の活性化に資するよう推進されるものとする。

6 食育は、自然を大切に作る心が育まれるよう行われるとともに、食料の生産から消費に至る過程における環境への影響について、市民の意識を深め、環境に配慮した食生活を営むことにより、環境の保全に寄与するよう推進されるものとする。

7 食育は、家庭、地域その他の社会のあらゆる分野において食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食に関する活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として推進されるものとする。

8 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育等を行う者にあつては、教育等における食育の重要

性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう推進されるものとする。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。

2 市は、食育の推進に当たっては、地域の特性を生かすとともに、国及び他の地方公共団体と連携し、広域的な推進に努めるものとする。

3 市は、市民、教育関係者等、食品関連事業者等及び生産者との協働により、食育の推進に取り組むよう努めるものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、食に関し、知識と理解を深め、適切な判断力を養うよう努めるものとする。

2 市民は、家庭、地域その他の社会のあらゆる分野において、健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、市が実施する食育の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 父母その他の保護者は、食生活の中で子どもたちが健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるように、必要な教育を行うよう努めるものとする。

（教育関係者等の役割）

第6条 教育関係者等は、基本理念にのっとり、教育等に関する分野において、積極的に食育の推進に努めるとともに、他の者が行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 食物、栄養等に係る教育関係者等は、前項に規定する食育の推進に当たっては、専門的知識を生かし、主導的な役割を果たすよう努めるものとする。

3 教育関係者等は、食育についてより深く探求し、広く地域の食育の普及と実践に主導的な役割を果たすよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の役割）

第7条 食品関連事業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極

的に食育の推進に努めるとともに、市が実施する食育の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 食品関連事業者等は、安全性の高い食品の提供に努めるとともに、市民への食に関する幅広い情報提供を行うよう努めるものとする。

3 食品関連事業者等は、循環型社会の実現が図られるよう食品廃棄物の発生の抑制、再生利用その他の環境に配慮した食育の普及に努めるものとする。

(生産者の役割)

第8条 生産者は、基本理念にのっとり、農業等に関する様々な体験の機会の提供及び消費者との積極的な交流を図ることにより、自然の恵み及び農業等の重要性について市民の関心及び理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等及び食品関連事業者等と連携し、食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

2 生産者は、安全性が確保され、安心して消費できる食料の生産及び提供に努めるものとする。

(食育推進計画)

第9条 市は、食育基本法（平成17年法律第63号。以下「法」という。）第18条第1項に規定する市町村食育推進計画（以下「推進計画」という。）を作成するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 食育に関する基本方針
- (2) 食育の推進に関する目標
- (3) 食育の推進に関する施策
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

(心身の健康に関する施策の推進)

第10条 市は、健全な食生活による心身の健康の維持及び増進を図るため、講座、情報提供等の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

(豊かな心を育む施策の推進)

第 11 条 市は、子どもの豊かな心を育むため、食に関する体験活動の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性等が確保されるための施策の推進)

第 12 条 市は、食品の安全性及び信頼性が確保されるとともに、市民が食に関する適切な判断力を養うことができるよう、食品に関する知識及び理解を深めるための市民への情報提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(地産地消の推進)

第 13 条 市は、地域の食文化の継承及び農産物等の地産地消を推進するため、地域で生産された優れた農産物等の学校給食等における利用その他必要な施策を講ずるものとする。

(環境を未来に引き継ぐための取組の推進)

第 14 条 市は、自然を大切に作る心が生まれ、環境に配慮した循環型社会の実現が図られるよう、食品廃棄物の発生抑制等による環境に配慮した食生活の普及その他必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進活動の展開)

第 15 条 市は、市民、教育関係者等、食品関連事業者等、生産者その他食育に関する関係者（以下「食育関係者」という。）が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に密接な連携協力を図りながら展開されるようにするとともに、食育関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進会議)

第 16 条 法第 33 条第 1 項の規定により、那須塩原市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 推進計画の策定及び実施に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進のために市長が必要と認める事項

3 推進会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

4 前 3 項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(年次報告)

第 17 条 市は、毎年度、食育の推進に関する施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとする。

(委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(検討)

2 市は、この条例の施行後 5 年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年那須塩原市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

資料2 令和2年度食育・地産地消関連事業一覧

基本目標1 自然や食に感謝する心を醸成します

1 家庭、保育園、学校等における食を通じた子どもの健全育成

No.	担当課 (担当施設)	事業名(取組名)	事業の目的・趣旨	事業内容	新規/継続
1	農務畜産課	学校農園開設支援事業	農作物への有り難みや生産者への感謝の気持ちを育て、健全な食生活習慣の習得による健全な肉体や精神を醸成し、将来にわたり、食べ物を粗末にしない意識を醸成する。	市内小中学校及び義務教育学校の学校農園を活用し、農作物を自ら育て、食べるという一連の流れを体感させる。	継続
2	農務畜産課	生産者による学校給食訪問	生産者が学校給食への地元産野菜の供給実態を理解し、生産者と児童との交流による地産地消や食育、地域農業への理解促進を図る。	生産者が学校給食の時間に訪問し児童と交流を行う。	継続
3	健康増進課	乳幼児健康診査 (4か月、10か月、1歳6か月、2歳、3歳)	乳幼児と保護者の健康的な食生活の実践	・管理栄養士と保健師による離乳食、幼児食、おやつに関する個別相談 ・食生活改善推進員による減塩や食事バランスの普及のブース設置(10か月児健康診査のみ) ※新型コロナウイルス感染対策のため中止	継続
4	健康増進課	育児相談	乳幼児と保護者の健康的な食生活の実践	管理栄養士による離乳食、幼児食、おやつ等に関する個別相談	継続
5	健康増進課	母親学級	妊婦と家族の健康的な食生活の実践	管理栄養士によるバランスのとれた食事についての集団指導 ※新型コロナウイルス感染対策のため中止	継続
6	健康増進課	小児肥満予防事業	増え続ける小児肥満対策として、家族が対象児の生活を見直すきっかけづくりをし、適正な体重を目指す。	3歳児健康診査と育児相談における管理栄養士、保健師による個別相談	継続
7	厚崎公民館 (多目的研修センター)	埼玉小・共英小家庭教育支援新聞(公民館発行) 埼玉小家庭教育新聞(PTA教養部発行) 厚崎中家庭教育新聞(公民館発行)	コロナ下において、外食が阻まれ、自分で調理する時間が増えたため、PTA教養部や公民館が季節や地場産の野菜を活用した調理方法を周知し、調理意欲増進の機会を提供する。	季節に沿った野菜を活用した料理や親子で作るレシピを新聞で紹介	新規

No.	担当課 (担当施設)	事業名(取組名)	事業の目的・趣旨	事業内容	新規/継続
8	鍋掛公民館	少年教室 「わくわくチャレンジ塾」	鍋掛小学校児童を対象に、料理・交流・自然体験・創作活動等を通して、子どもたちの自主性を育むとともに学年を越えた交流や親子の触れ合いを図る。	調理実習、食に関する講話(全9回のうち3回) ※新型コロナウイルス感染対策のため中止	継続
9	狩野公民館	槻沢小学校家庭教育学級	親子でバランスの取れた食生活の大切さを学び、米食の関心を高める。(地産地消の推進)	市農業公社より講師を招き、バランスの取れた食生活(エプロンシアター)の講話とおにぎり作りの体験。(槻沢小第4学年の親子活動) ※新型コロナウイルス感染対策のため中止	継続
10	狩野公民館	少年教室「ひばりのこ」	市の農産物である牛乳を使った、体に優しいおやつ作りや、おやつのと리카た、栄養バランスについて学ぶ。	市の農産物である牛乳でミルクプリンを作る。また、牛乳の効能や栄養バランスの話聞く。 ※新型コロナウイルス感染対策のため中止	新規
11	三島公民館	三島小学校家庭教育学級 【親子調理講座】	親子で食の大切さを学びながら、地産地消の推進	講師によるデコ巻きずし作成動画の視聴用QRコードを周知する。	継続
12	教育総務課	試食会 親子給食会	学校給食を保護者に喫食してもらうことで、児童生徒が普段どのような給食を食べているかを知ってもらい、給食への理解を深めてもらう。	学年部会行事などを利用して親子で給食を喫食する。	継続
13	教育総務課	学校給食共同調理場見学受入	普段食べている給食がどのような形で作られているかを知ること、生産者、栄養士、調理員などへの感謝の心を育み、また、食への関心を高めてもらう。	社会科見学など学年に応じた指導内容の下、調理場の見学を行う。	継続
14	教育総務課	学校給食を活用した食育の取組	学校給食法には、学校給食は単なる食事という意味にとどまらず、教育活動の一環あることが示されている。社会性や食文化等を学べるよう学校給食を活用し、様々な食材や料理に触れる機会を提供する。	様々な国の料理や地場産物などを献立に取り入れ、その献立が児童生徒の食育の推進につながるようパンフレットや教材動画などを作成し、併せて提供する。	継続
15	公立保育園	調理室見学	給食で使用される食材への興味関心や調理してくれた人への感謝の気持ちを持たせる。	食材の展示・調理室の様子の見学・調理師による講話	継続
16	公立保育園	年中行事に合わせた給食の提供	年中行事に合わせた行事食の提供を通じて、食と文化の結びつきに関心を持たせる。	年中行事に合わせた行事食の提供・行事食の由来の説明	継続

No.	担当課 (担当施設)	事業名(取組名)	事業の目的・趣旨	事業内容	新規/継続
17	大貫保育園	給食メニューの写真 掲示	年中行事に合わせた行事食の提 供を通じて、食と文化の結びつ きに関心を持たせる。	毎月の誕生会メニューや、行事 食を写真掲示	継続
18	黒磯学校給食共 同調理場	正しく楽しい食生活 の普及啓発	食に関する指導の充実	小中学校の9年間で、発達段階 に応じて身に付けたい知識や実 践力の育成を図るため、市内統 一した指導内容を基に担任等と 栄養教職員のT・Tによる食に関 する学習を特別活動や教科等で 実施。	継続
19	共英学校給食共 同調理場	食育授業の実施	小中学校における食に関する指 導の実施	受配校の小中学校(児童生徒)を 対象に、発達段階に応じた知識 や実践力の育成を図るため、担 任等と栄養教職員のT・Tによ る食に関する学習を学級活動等 で実施する。	継続
20	西那須野学校給 食共同調理場	小学校での食育授業 の実施	児童に対し地産地消の授業の実 施	地産地消の意義、実際等を学習 し、地元の食を見直す意識を向 上させる。	継続
21	黒磯小学校	野菜先生感謝会	感謝の会を開き、野菜の育て方 を教えてください、野菜先生 への感謝の気持ちを伝える。	特別支援学級児童が、野菜の育 て方を教えてください、野菜 先生(保護者)を招いて、育てた さつまいもを使って、ホットケ ーキを作り、会食する。	継続
22	黒磯小学校	親子巻き寿司	特別支援児童と保護者が一緒に 巻き寿司を作ることで、食に関 する興味・関心を高める。	特別支援学級児童と保護者が一 緒に巻き寿司を作って会食す る。	継続
23	小・義務教育学 校	食に関する指導	栄養教諭が指導を行うことで、 食に関する興味・関心を高める。	発達段階に応じた食に関する授 業の実施	継続
24	東原小学校	地産地消を生かした 調理実習	地元農産物を使った調理実習に より、地産地消への理解を深め る。	5年家庭科で「ゆで野菜の調 理」、「ご飯と味噌汁の調理」や6 年家庭科で「いため野菜の調 理」、「1食分の調理」をする際、 地元農産物を利用し、地産地消 への理解を深める。	継続
25	東原小学校	わくわくフェスティ バルにおける地元農 産物の販売	地元農産物の紹介・販売による 消費拡大	乳牛の乳搾り体験や牛乳の販 売、地元農産物の販売による地 産地消への理解と消費拡大。	継続

No.	担当課 (担当施設)	事業名(取組名)	事業の目的・趣旨	事業内容	新規/継続
26	埼玉小学校	巻狩鍋作り	先人が行った「巻狩」や商工観光課の方にお話を聞いた「巻狩まつり」について思いをはせ、作った鍋を味わうことで、那須塩原市の文化への関心を高める。	3年生「総合的な学習の時間」に保護者数名の協力のもと、児童が巻狩鍋作りを実施。	継続
27	豊浦小学校	いもほりと調理実習	野菜の栽培を通して成長の様子を観察する、地産地消の推進	特別支援学級	継続
28	共英小学校	毎日の校内放送(昼食時)	伝統的な食文化についての理解を深める。食事のマナーや、食に関わる歴史を理解し、尊重する心をもつ。	・献立を通して、食品の産地や栄養的な特徴を放送で伝える。 ・必要な栄養素を考え、献立が作られていることを知らせる。	継続
29	共英小学校	だんご木作り (3年生)	食生活が食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて理解を深める。	地域の民生委員、市役所の方々と一緒に、豊作を祈願する「だんご木」を制作した。	継続
30	鍋掛小学校	にしん(特別支援学級)体験活動	生活科の単元学習、自立学習の一環として取り組んでいるため。	さつまいもと野菜を作り、収穫後、調理実習を行った。お月見の季節に合わせて、団子を作った。	継続
31	波立小学校	5年「感謝の会」	収穫したお米を調理し、米作りでお世話になった地域の方への感謝の気持ちを表す。	収穫したお米を炊飯し、おにぎりを作り、米作りを教えてくださいました地域の方と収穫を祝う。	継続
32	高林小学校	健康に関する各種指導	各種健康診断の結果から、児童と保護者に対して健康に留意した生活が送れるようにする。	各種健康診断の結果から、肥満傾向児など食生活の改善が必要な児童の保護者に、個人懇談時などに話をする。	継続
33	高林小学校	郷土料理の紹介	まんじゅうやすいとんなどの郷土料理を知り、郷土愛を醸成する。	総合的な学習の時間に、地域学習として3年生が、地域の方と一緒にまんじゅうとすいとんを作る。	継続
34	三島小学校	食卓を囲む大切さを理解させるための普及啓発事業	食をいかした健康づくりの推進、正しく楽しい食生活の普及啓発	親子給食会の実施(1年)	継続
35	三島小学校	子ども達の体験事業	自然や食に感謝する心の醸成、農業体験の推進	2年生の遠足で、ぼっぼ農園にてさつまいも堀りを行う。	継続
36	三島小学校	子ども達の体験事業	自然や食に感謝する心の醸成、農業体験の推進	矢板市のりんご園にてりんご狩りを行う。(2年)	継続
37	三島小学校	子ども達の体験事業	自然や食に感謝する心の醸成、食づくり体験の推進	千本松牧場にて、牛乳を使ったバター作りを行う。(1年)	継続
38	三島小学校	郷土の歴史伝承事業	優れた食文化の伝承	栄養教諭による、しもつかれの紙芝居を行う。(4年)	継続

No.	担当課 (担当施設)	事業名(取組名)	事業の目的・趣旨	事業内容	新規/継続
39	三島小学校	地産地消の情報提供	地産地消の推進	市の農務畜産課から那須塩原ブランドの説明を受け、総合の発表の資料作りに役立つ。(4年)	継続
40	三島小学校	学校給食の地元野菜の提供	地産地消の推進、食に感謝し大切に作る心の醸成	地元で採れた野菜を、学校給食に提供している方の写真付きのポスターを掲示し、給食を感謝して食べる心の育成を図る。	継続
41	三島小学校	子ども達の体験事業	食づくりの体験事業、食文化の伝承	クラブ活動(調理クラブ)で、地域の方と一緒に、ねりきりやすあま(和菓子)、地域のどんど焼きで使う繭玉の団子作りなどを行う。	継続
42	三島小学校	食に感謝する心の醸成	食に感謝し、大切に作る心の醸成	年に2回「お弁当の日」を設定し、家の人とお弁当の計画を立てる。またお弁当作りの手伝いや、作ってくれた家の人に感謝の気持ちを持たせるよう指導する。	継続
43	槻沢小学校	食卓を囲む大切さを理解させるための普及啓発事業	親子で給食をともにし、ふれあいの場をもつとともに、学校給食と望ましい食習慣について理解を深める。	親子学習会の後、親子での給食試食を行い交流を図る。(1年生の保護者対象)	継続
44	東小学校	2年 野菜を育てよう	野菜に関心をもつ。栽培活動の楽しさを味わう。主体的に活動する。	野菜を一人一鉢、植木鉢で栽培し、観察をする。	継続
45	東小学校	特別支援学級 野菜を育てよう	協力し合って働く喜びを味わわせる。	学級農園で育てたい野菜を育てたり、観察したりする。	継続
46	西小学校	カルビースナックスクール	「身近なおやつ」をテーマに、子ども達自身が、「正しい食習慣」と自分で選び、量や時間を守る「自己管理能力」を培う。	カルビー株式会社が主催する出張授業を依頼し、4年生対象の授業を実施してもらう。	継続
47	大山小学校	特別支援教育 野菜の栽培	協力し合って働く喜びを味わわせる。	学級農園で育てたい野菜を育てる。	継続
48	横林小学校	全校給食	全校児童、職員で給食を食べることで、食事マナーを身につけたり、学年を越えて交流したり、担任外の先生とコミュニケーションをはかったりして、楽しい中にも決まりを守ることの大切さを学ぶ。	縦割り班の中に職員も入り、給食を一緒に食べながら食事マナーなどの指導をする。また、給食時間中に給食主任から全体へ食事マナーについての指導や食に関するミニ情報を伝える。	継続

No.	担当課 (担当施設)	事業名(取組名)	事業の目的・趣旨	事業内容	新規/継続
49	横林小学校	ふれあい活動	地域の高齢者との交流を通して、世代の違う人々の思いや願いに触れるとともに、共に生きていくためには自分に何ができるか考えて、実行しようという態度を育てる。	低、中学年は昔の遊びを教えてもらいながら一緒に活動する。高学年は炭酸まんじゅう作りを一緒に行う。その後、一緒に給食を食べる。	継続
50	横林小学校	干し柿作り	全校児童、職員で干し柿作りを体験し、渋柿の渋みが干し柿の甘さへ変化する過程や作り方を学ぶ。また、渋柿を提供して下さったお宅へ感謝の気持ちを育てる。	ピーラーで皮をむき、ひもで縛る作業を各自で行い、2週間ほど天日干しにして、その後自宅へ持ち帰る。	継続
51	横林小学校	鏡餅作り	秋に収穫し自分たちの手で脱穀したもち米を使用し、地域の方の指導のもと鏡餅作りを体験する。また、その由来や伝統行事について学習する。	長寿会の方に餅米をふかして餅を作っていたいただき、鏡餅の作り方を教えてもらいながら、1、2年生が全校児童分を作る。	継続
52	横林小学校	肥満指導	肥満傾向児への生活習慣について個別指導を実施したり、定期的に体重測定を実施したりし、生活習慣の改善や肥満度が下がる指導を行う。	毎月1回、昼休みなどを利用し、体重測定と生活習慣に関する指導、今月の目標を決めさせる。ヘルスチェックカードに記入し、家庭に持ち帰らせ保護者からのコメントをもらって学校に返却してもらう。	継続
53	横林小学校	地産地消	地元でとれた農産物を地元で消費することで、身近な農家の方へ感謝して食事をする気持ちを育てる。	毎月1回地産地消の日を設け、地元でとれた農産物を給食でいただく。また、地産地消について、学習する機会を設ける。	継続
54	黒磯中学校	収穫体験	栗拾い体験を通して、季節の食べ物を知る。	特別支援学級の生徒の体験学習	継続
55	黒磯中学校	収穫体験	柿の収穫と干し柿作り	校内の柿の木から収穫し、干し柿作りを行った。	継続
56	日新中学校	給食1口メモ	地産地消	給食時に、調理場が作成した「放送一口メモ」を放送委員が読み上げる。その日の給食に使われている食材が、地元で採れたものであることを示したり、どのような栄養価であるかを説明したりする。	継続
57	日新中学校	地元の野菜 掲示物	地産地消	地元で採れた野菜について、生産者の写真とともにポスターにまとめてある。	継続

No.	担当課 (担当施設)	事業名(取組名)	事業の目的・趣旨	事業内容	新規/継続
58	東那須野中学校	栄養バランスのとれた食生活の推進	成長期である中学生向けの食事について簡単にできるワンプレートメニューの調理実習	保護者対象の料理講習会の実施	継続
59	高林中学校	そばフェスタ	地元特産のそばの推進、地域の方々との関わり	生徒全員でそば打ちをして、敬老会の方々にふるまう。名人から、そば打ちを教わる。	継続
No.	担当課 (担当施設)	事業名(取組名)	事業の目的・趣旨	事業内容	新規/継続
60	西那須野中学校	子どもたちに対する食生活、健康に関する各種指導の実施	肥満傾向生徒の生活習慣の改善	学校において肥満傾向生徒保護者への個別的な相談指導を実施	継続
61	塩原小中学校	食生活チェック	児童生徒の食生活の実状把握・指導	定期的に朝食、生活について食生活チェックカードを実施。	継続

2 食に関する体験活動の促進

No.	担当課 (担当施設)	事業名(取組名)	事業の目的・趣旨	事業内容	新規/継続
1	農務畜産課	市民農園の設置	市民農園を開設し運営することで、都市農村交流を深める(農地所有者と農園利用者との交流)	市内14か所に市民農園(ふれあい農園)を設置。	継続
2	三島公民館	市民大学連携講座	小さな子どもでも喜んで食べられるデコ巻きずしの調理動画を配信し、日本の伝統料理の継承と子どもの食育支援を図る。	講師によるデコ巻きずし作成動画を撮影し、YouTubeにて配信する	新規
3	公立保育園	自園の畑で野菜づくり	野菜の成長過程を観察し、触れる、収穫するなどの経験をとおり、食材への興味や関心を広げる。	野菜の苗(種)植えから育て、収穫までの成長過程を観察する。放射能測定検査の結果セシウムが基準値以下の場合、給食で提供を行う。	継続

3 優れた食文化の継承

No.	担当課 (担当施設)	事業名(取組名)	事業の目的・趣旨	事業内容	新規/継続
1	農務畜産課	農村生活研究グループ協議会の活動支援	農業・農村における男女共同参画及び食育・地産地消を推進し、もって豊かでゆとりある農村型ライフスタイルの実現を目指す。	農業・農村における男女共同参画の推進、食育・地産地消の推進に係る事業について補助金を交付する。	継続
2	厚崎公民館 (多目的研修センター)	みそづくり講座	地元の農産物の食品加工を学び、市民の交流を図る。	地元の米と大豆で米麴、みそを作る。※新型コロナウイルス感染対策のため中止	継続
3	厚崎公民館 (多目的研修センター)	女性セミナーきらり新聞	コロナ下において、外食が阻まれ、自分で調理する時間が増えたため、季節や地場産の野菜を活用した調理方法を周知し、調理意欲増進の機会を提供する。	季節に沿った野菜を活用した料理レシピを新聞で紹介	新規
4	狩野公民館	里の味教室 「手づくりみそ」	地元の食材を使った味噌づくりを通して、地産地消を考え、郷土愛を醸成する	市内の農家から購入した米と大豆を使って味噌づくりを行う。味噌づくりに使う麴についても、米に麴菌を混ぜて発酵させ手づくりする。 ※新型コロナウイルス感染対策のため中止	継続
5	狩野公民館	自主事業「手打ち生パスタをつくってみよう」	生パスタのつくり方を学びながら、健康や生きがい、地域の人づくりを推進する。	生パスタづくりを通して、食の楽しさを学ぶ。親子で参加しやすいように日曜日に開催。 ※新型コロナウイルス感染対策のため中止	新規
6	狩野公民館	自主事業「和菓子づくり」	和菓子づくりを体験を通して、日本の伝統的な食文化を学ぶ。	日本の伝統食である和菓子づくりを体験する。 ※新型コロナウイルス感染対策のため中止	新規
7	教育総務課	学校給食での郷土料理の提供	児童生徒に自分が住んでいる地域の料理を提供することで、地域のことを知り、また、その良さを理解し地域への愛着や感謝の気持ちを育む。	日本の郷土料理などを献立に取り入れる。	継続
8	教育総務課	学校給食での行事食の提供	児童生徒に季節や行事にちなんだ給食を提供することで、食文化を大切にする気持ちを育む。	季節の料理などを献立に取り入れる。	継続

4 自然環境への負荷の低減

No.	担当課 (担当施設)	事業名(取組名)	事業の目的・趣旨	事業内容	新規/継続
1	農務畜産課	環境保全型農業の推進	化学肥料・化学合成農薬を低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を実施することで自然環境への負荷の低減を図る。	化学肥料・化学合成農薬を提言する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取組む場合に支援を行う。	継続
2	農務畜産課	資源循環型農業の推進	耕種農家と畜産農家のマッチングを図り、耕畜連携を実施することで資源循環型農業を推進する。	耕畜連携を実施する耕種農家について交付金を交付する。	継続
3	廃棄物対策課	生ごみ処理容器及び機械式生ごみ処理機設置費補助金交付事業	生ごみ処理容器及び機械式生ごみ処理機を購入し、設置した者に対し補助金を交付することにより、家庭から排出される生ごみのたい肥化等を促進し、その減量を図ることを目的とする。	生ごみ処理機及び機械式生ごみ処理機を設置したものに対し、限度額の範囲において、それぞれ購入費の一部を補助する。	継続

基本目標2 食を通じた健康づくりを推進します

1 栄養バランスのとれた食生活の推進

No.	担当課 (担当施設)	事業名(取組名)	事業の目的・趣旨	事業内容	新規/継続
1	健康増進課	集団検診における食生活改善推進活動	食塩摂取や食事バランスに関する正しい知識、普及の啓発と住民の食生活の振り返り。	・集団検診会場においてブースを設置、食生活改善推進員による普及・啓発 ※新型コロナウイルス感染対策のため中止	継続
2	健康増進課	10か月健診時における食生活改善推進活動	食塩摂取や食事バランスに関する正しい知識、普及の啓発と住民の食生活の振り返り。	・10か月児健診会場で、汁物の塩分測定、食生活改善推進員による普及・啓発 ※新型コロナウイルス感染対策のため中止	継続
3	健康増進課	健康セミナー (従来のメタボセミナー)	生活習慣病の発症予防・重症化予防のために働く世代と関われる機関と連携し、若い世代からの健康的な生活習慣の定着を促す。	・商工会と連携し、食事バランスや減塩等に関する普及・啓発 ※新型コロナウイルス感染対策のため中止	継続
4	健康増進課	若い世代の健康教育	栄養や運動などの望ましい生活習慣について学び、自分自身の健康問題を振り返り、生活習慣の改善を働きかけることによって若い世代からの健康に対する普及啓発を図る。	・20～30代対象の午後の集団検診時、栄養や運動に関する普及・啓発 ※新型コロナウイルス感染対策のため中止	継続
5	健康増進課	食生活改善推進員育成事業	地域における食を通じた健康づくりの担い手の育成、活動支援	※新型コロナウイルス感染対策のため集会を中止、研修会は書面にて実施	継続
6	健康増進課	食生活改善推進員自主活動支援	健康いきいき21プランに基づいた市の健康づくりを推進する食生活改善推進員の活動支援	※新型コロナウイルス感染対策のため、食生活改善推進員の活動見合わせ	継続
7	大山公民館	おおやま体験塾 「パンづくり」	パンをつくる工程を知り、つくる楽しみと自分でつくったものを食するうれしさを知る。	講師の指導で、生地を練り発酵をさせ動物の形のパンをつくる。 ※新型コロナウイルス感染対策のため中止	継続
8	大山公民館	大山小家庭教育支援事業「親子でお菓子づくり」	親子で一緒に調理をする楽しみを学ぶ。	・講師の指導により、保護者がフォローしながら子どもと一緒にカップケーキづくりをした。 ・カップケーキの試食と持ち帰り ※新型コロナウイルス感染対策のため中止	継続

2 生活習慣病の発症予防の推進

No.	担当課 (担当施設)	事業名(取組名)	事業の目的・趣旨	事業内容	新規/継続
1	健康増進課	健康相談会	生活習慣病発症予防及び重症化予防	保健師、管理栄養士等による健康相談。 ※新型コロナウイルス感染対策のため、開催回数を月1回に減らして実施。10月以降集団検診が開始後、回数を増やし実施。	継続
2	健康増進課	食生活相談	生活習慣病発症予防及び重症化予防	希望者及び医療機関からの依頼のあった者に対する、管理栄養士による病態別の食生活相談	継続
3	健康増進課	30歳・35歳節目健診結果相談会	生活習慣病発症予防及び重症化予防	30歳35歳節目健診受診者に対する保健師・管理栄養士による個別相談 ※新型コロナウイルス感染対策のため、集団検診が開始される10月から実施。	継続
4	健康増進課	[H30新規] 30・35歳節目健診受診者に対する食習慣調査	生活習慣病発症予防及び重症化予防のための食生活の振り返り。	健診受診時に30歳35歳節目健診受診者が食習慣質問票(BDHQ)に記入し、食生活の課題を分析・評価した結果を返却 ※新型コロナウイルス感染対策のため、10月以降に実施。	継続
5	保育課・ 公立保育園	食育だより等の発行	保護者との情報共有を図り、家庭での食育を推進する。	食育だよりや給食だよりを発行、配付する。	継続
6	保育課・ 公立保育園	体格の評価	肥満及びやせを評価し、改善へとつなぐ。 保護者との情報共有を図り、家庭での食育を推進する。	・年2回、各園の園児の体格を評価 ・肥満、やせとなった園児について、給食見学や担当保育士との意見交換等の実施、保護者へのアプローチ	継続
7	大山公民館	悠々大学「野菜の健康講話」	野菜を摂取することの大切さを理解し、 生活習慣病の予防改善を図る。	・地元の企業(カゴメ)の講師による野菜と乳酸菌が与える良い体づくりのための講話 ・野菜ジュースの試飲 ※新型コロナウイルス感染対策のため中止	継続

1・2 共通

No.	担当課 (担当施設)	事業名(取組名)	事業の目的・趣旨	事業内容	新規/継続
1	健康増進課	乳幼児健康診査 (4 か月、10 か月、 1 歳 6 か月、2 歳、3 歳)	乳幼児と保護者の健康的な食生活の実践	・管理栄養士と保健師による離乳食、幼児食、おやつに関する個別相談 ・食生活改善推進員による減塩や食事バランスの普及のブース設置(10 か月児健康診査のみ) ※新型コロナウイルス感染対策のため中止	継続
2	健康増進課	育児相談	乳幼児と保護者の健康的な食生活の実践	管理栄養士による離乳食、幼児食、おやつ等に関する個別相談	継続
3	健康増進課	母親学級	妊婦と家族の健康的な食生活の実践	管理栄養士によるバランスのとれた食事についての集団指導 ※新型コロナウイルス感染対策のため中止	継続
4	健康増進課	小児肥満予防事業	増え続ける小児肥満対策として、家族が対象児の生活を見直すきっかけづくりをし、適正な体重を目指す。	3 歳児健康診査と育児相談における保健師、管理栄養士による個別相談	継続

基本目標 3 自慢の農産物を生かした地産地消を推進します

1 市産農産物の生産振興と消費の拡大

No.	担当課 (担当施設)	事業名(取組名)	事業の目的・趣旨	事業内容	新規/継続
1	農務畜産課	認定農業者の確保	各地域でのリーダー的な役割を果たす認定農業者を確保・育成することで地域農業の活性化を目指す。	認定農業者を目指す農業者へ農業関係機関と連携し認定農業者になるためのきめ細やかな支援・助言を行う。	継続
2	農務畜産課	農地集積化	地域内の分散した農地利用を整理し、担い手ごとに集約化することで、担い手の農業経営基盤の強化を図る。	農地中間管理機構を経由して農地の貸し借りが成立した場合に農地の貸し手に対し交付金を交付する。	継続
3	農務畜産課	農業次世代人材投資資金制度の活用	就農直後の収入が不安定な時期の経済的支援を行うことで、担い手の育成・確保を図る。	次世代を担う農業者になることを志向する 49 歳以下の者に対し、就農準備段階や経営開始時の経緯確立する資金を交付し、就農直後の収入が不安定な時期の経済的支援を行う。	継続

No.	担当課 (担当施設)	事業名(取組名)	事業の目的・趣旨	事業内容	新規/継続
4	農務畜産課	強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業への取組支援	産地・担い手の発展の状況に応じて、必要な農業用機械・施設の導入を農業経営体の規模に応じて支援を行うことで、産地の収益力強化と担い手の経営発展を推進する。	産地・担い手の発展の状況に応じて、必要な農業用機械・施設の導入を農業経営体の規模に応じて支援する。	継続
5	農務畜産課	農産物直売所の再整備	中小規模農業者の販売拠点となる直売所の整備支援を行うことで、農作物の更なる流通・販売量の増加及び農業所得の向上を図る。	市が所有する2つの農産物直売所(青木ふるさと物産センター及びアグリパル塩原)を食育、地産地消、6次産業化の拠点施設として再整備する。	新規
6	商工観光課	ONSEN・ガストロノミーウォーキング	その土地ならではの食や自然、歴史、文化そして温泉を、歩いて楽しむ ONSEN・ガストロノミーウォーキングを実施し、本市の魅力を発信することで、新たな観光客の獲得を目指す。	地元産食材を用いて ONSEN・ガストロノミーウォーキングを実施する。	新規
7	教育総務課	学校給食への市産農産物の利用拡大	生産者の顔が見え、新鮮で安全安心な旬の食材を味わうことで、自分たちが住んでいる地域の身近な食材に愛着を持ち、地域の自然や産業への理解を深め、食に関する感謝の念を育む。	学校給食における市産農産物の使用割合向上のため、JAからの情報を基に、できる限り多くの種類の地場産物を献立に取り入れる。 また、塩原単独調理校においては地元直売所からの食材が安定的に供給できるよう調整し積極的に使用する。	継続

2 市産農産物のブランド力の向上

No.	担当課 (担当施設)	事業名(取組名)	事業の目的・趣旨	事業内容	新規/継続
1	農務畜産課	那須塩原ブランド認定品の普及・拡大	市産農産物の魅力を市内外に発信し、消費者の認知度を高めることでブランド力を強化し、消費拡大を図る。	市産農産物の魅力を市内外に発信し、消費者の認知度を高めるため、各種イベントに出店する。	継続
2	農務畜産課	那須塩原ブランド認定品 PR 事業	市産農産物の魅力を市内外に発信し、消費者の認知度を高めることでブランド力を強化し、消費拡大を図る。	市産農産物の魅力を市内外に発信し、消費者の認知度を高めるため、各種イベントに出店する。	新規

3 牛乳等の生産振興と普及拡大

No.	担当課 (担当施設)	事業名(取組名)	事業の目的・趣旨	事業内容	新規/継続
1	農務畜産課	優良雌牛の導入支援	生産能力の高い優良雌牛の導入を進めることで牛乳の生産振興を図る。	生産能力の高い優良雌牛を導入する場合、その導入費用の一部を助成する。	継続
2	農務畜産課	家畜自衛防疫(予防接種助成)の強化	家畜自衛防疫体制を強化し、安定した牛乳の生産供給を行う。	家畜自衛防疫体制の強化を図るため、伝染性疾病対策費(予防接種)の一部を助成する。	継続
3	農務畜産課	市ブランドキャラクター「みるひい」の利用促進	みるひいを活用し、生乳生産本州一の牛乳や酪農について、積極的に情報発信を行う。	広報やホームページ、イベント等でみるひいを活用し、情報発信を行う。	継続
4	農務畜産課	牛乳の日(9月2日)の普及促進	9(ぎゅう)と2(にゅう)の語呂合わせで、「那須塩原市牛乳の日」とし、イベントを開催する。	牛乳の日(9月2日)に当たり、牛乳や乳製品の消費拡大や普及啓発を図る。	継続
5	農務畜産課	飲食店やホテル、旅館等へ提供する創作料理の研究	牛乳を使用した創作料理を飲食店等に提供することで牛乳の消費拡大を図る。	酪農家に伝わる郷土料理を基本とした創作料理の研究に努める。 家庭で楽しめるチーズフォンデュ等のチーズを使用した料理(レシピ)の開発や普及促進を図る。	新規
6	農務畜産課	オリジナル乳製品の研究開発	豊富な生乳の資源と乳業基盤を活用し、新たなモノづくりを行うことで牛乳の消費拡大を図る。	栃木県立那須拓陽高等学校等と共同し、地域資源を生かしたオリジナル乳製品の研究開発を行う。 いちご・ぶどう由来の乳酸菌を使用したオリジナル乳製品の開発。	継続

基本目標4 安全・安心な食の確保と食に関する環境づくりを推進します

1 安全・安心な農作物の提供と食品の安全性に関する理解の促進

No.	担当課 (担当施設)	事業名(取組名)	事業の目的・趣旨	事業内容	新規/継続
1	農務畜産課	「(仮称)食育・地産地消推進会議」の設置	「食育・地産地消計画」の進捗管理及び着実な推進	左記計画の推進のため、学識経験者や健康・福祉・教育関係者、農林漁業者等で構成する「(仮称)食育・地産地消推進会議」を設置する	新規

No.	担当課 (担当施設)	事業名 (取組名)	事業の目的・趣旨	事業内容	新規／継続
2	農務畜産課	環境保全型農業直接 支払交付金事業	化学肥料・化学合成農薬の低減 など自然環境の保全に資する農 業者の営農活動を支援する。	化学肥料・化学合成肥料の栃木 県の慣行基準の 5 割低減ととも に、環境保全に効果の高い営農 活動を行った団体に対し支援を 行う。	継続
3	生活課	消費者講座	市と市消費生活推進連絡会の共 催で、一般消費者向けの講座を 実施することで、消費生活の安 全・向上を図る。	消費生活に関する様々なテーマ により講座を実施する。 ※食に関するテーマに限定する ものではありません。	継続
4	生活課	食品の放射性物質簡 易検査	家庭菜園などで収穫した野菜・ 果物や購入した食品の放射性物 質簡易検査を無料で実施するこ とにより、市民の不安解消を図 り、消費生活の安定と向上に寄 与する。	本庁に放射能測定器を 2 台設置 し、市民などから検査申込みの あった食品の放射性物質を無料 で測定する。	継続
5	保育課・公立保 育園	給食食材放射能測定	安心、安全な給食を提供するた めに、市内保育施設等の給食食 材の放射能測定を実施する。	毎週 1 回、給食食材の一部の放 射能測定を実施する。	継続
6	保育課・公立保 育園	保育園給食衛生管理 研修会	安心・安全な給食を提供する。	保育園給食関係者に対し、食品 衛生や食中毒予防に関する給食 衛生研修会を行う。	継続
7	公立保育園	アレルギー食の提供	安心・安全なアレルギー食の提 供	毎月献立を通して、保護者・担 任・調理員・園長等でのアレルギ ーチェックを表を使って行う。 保護者と園とで共通理解を図 る。	継続

令和2（2020）年度
那須塩原市食育・地産地消推進計画 年次報告書
令和3年10月

発行・編集 那須塩原市 産業観光部農務畜産課

〒325-8501 那須塩原市共墾社108番地2

TEL：0287（62）7147 FAX：0287（62）7223

E-mail: noumuchikusan@city.nasushiobara.lg.jp